

インド市場販路開拓プログラム（エレクトロニクス市場向け製造基盤技術分野）

参加要領

1. 用語の定義

この「インド市場販路開拓プログラム（エレクトロニクス市場向け製造基盤技術分野）参加要領」（以下「本参加要領」といいます。）において使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「募集案内書」とは、別途ジェトロが発出する募集案内書を指します。
- (2) 「本事業」とは、ジェトロウェブサイト掲載のイベント情報のジェトロ主催の事業を指します。
- (3) 「イベント」とは、本事業にてジェトロが実施し又は第三者が実施のうえジェトロが参加する、商談会・展示会、オンラインプレゼンテーション・ワークショップ・セミナー、オンライン広報・広告宣伝活動等のことを指します。
- (4) 「参加企業」とは、第2条に定める者を指します。
- (5) 「バイヤー」とは、出品物の取引目的でイベントに参加する者を指します。
- (5) インドの市場開拓に意欲的であること。
- (6) 国内外の法令又は規則に反する業務を行っていないこと。
- (7) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) イベントの担当者を指名のうえ、ジェトロからの書類作成依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (9) インターネット経由でのバイヤーからの引き合い、問い合わせ等に対して積極的に対応すること。
- (10) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが実施するアンケートに必ず協力すること。
- (11) 企業名や商品情報等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (12) インターネット上に参加企業のロゴマーク、参加者の会社・商品概要、取引条件等を掲載することに同意すること。
- (13) 第11条第1項に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (14) 過去にジェトロに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。
- (15) その他、イベントに参加することが不適当であると、ジェトロが判断する者でないこと。

2. 参加企業

参加企業は、以下の資格、条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者とします。

- (1) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いがあること。
- (2) ジェトロウェブサイト掲載のイベント情報及び本参加要領を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (3) 製造業、又は対象製品を取り扱う商社等、本事業の対象となる事業に従事していること。
- (4) 出品物全てについて、価格交渉等の対応権限ある者がイベントに参加すること。

3. ジェトロの費用負担

本事業の実施にあたり、ジェトロは次の費用を負担します。ただし、現実に出す必要がないとジェトロが判断した項目については、この限りではありません。

- (1) ジェトロが指定する集合場所から訪問先へ移動するための専用車両費用
- (2) 企業訪問及び商談時の通訳費

2026 年 10 月作成

- (3) ジェトロが委託又は雇用する商談補助員の委託料又は給料
- (4) 広告宣伝に要する費用
- (5) 本イベントに係る商談マッチングや訪問先のアレンジに係る費用

4. 参加企業の費用負担

- (1) 参加費以外に別途参加企業の負担となる主な費用には次のものがあります。
 - (a) 現地指定場所までの移動費（往復航空券、インド国内移動に係る航空券、空港・ホテル間往復送迎等）
 - (b) 現地宿泊費用
 - (c) 海外旅行保険
 - (d) イベント日程内食事代
 - (e) 査証代
- (2) 前項各号に定めるほか、前条に基づきジェトロが現実に負担する費用を除き、全て参加者の費用負担となります。

5. 参加の取り決め

- (1) 参加申込みは、本参加要領に定める所定の期日までに、ジェトロウェブサイト掲載のイベント情報の申込ページから行うものとします。
- (2) 参加申込み後は、ジェトロの書面又は電磁的方法による承諾のない限り、これを撤回することはできません。
- (3) 参加企業が日本国外に関連会社を保有している場合であっても、参加申込みは、日本国内の法人名義にて手続きを行うものとします。
- (4) 参加申込みがジェトロの計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (5) ジェトロの計画規模を超えた場合、又は申込

内容等が適当でないと認められる場合は、参加申込みを承諾しない場合があります。

- (6) 参加確定後、参加企業の都合で参加の取消し、又は変更の必要性が生じた場合は、参加企業はジェトロの書面又は電磁的方法による承諾を得るものとします。
- (7) 第 5 条第 2 項及び同第 6 項の場合、ジェトロに損害が生じたとき、及び／又は本参加要領においてジェトロが負担すべき部分を超えて、ジェトロが経費負担したとき、ジェトロは、参加企業又は参加申込者に対して当該損害について賠償請求し、及び／又は、当該経費を請求できるものとします。

6. 第三者との紛争等

- (1) 参加企業は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、参加企業の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェトロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェトロに対し支払います。
 - (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
 - (b) 出品物の欠陥により、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
 - (c) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウの侵害等により紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。

7. イベントの開催中止等

- (1) ジェトロは次の各号に定める場合、イベント

2026 年 10 月作成

の開催を取り止め、又は、参加企業の一部の参加を取り止めさせることができることとします。

- (a) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェトロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
 - (b) 開催期日、方法等の開催条件において大幅な変更が生じた場合
 - (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしてのイベントの開催が不適当、不可能又は困難となった場合
 - (d) 募集案内書の「免責事項」に明記する事由が生じた場合
 - (e) その他、ジェトロが開催又は参加者の一部の参加を不適当と判断した場合
- (2) 前項の場合、ジェトロは、原則として参加費を返還しないものとします。ただし、その裁量により、一部を精算支払いすることができます。
- (3) 第 1 項の場合、ジェトロは事情に応じて出品物の措置等について速やかに定め、参加企業はそれに従うものとします。

8. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) 参加企業がジェトロの定める参加企業資格を有しないことが判明した場合、参加承諾後であってもいつでもジェトロはそれを無効とできるものとします。なお、この場合、参加企業は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についても、ジェトロに請求できないこととします。
- (2) ジェトロは、参加企業がジェトロウェブサイト掲載のイベント情報にある要件又は本参加要領に違反した場合、出品の取り決めに解

除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ジェトロは参加企業に対し賠償請求できるものとします。

9. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領に定めのない事項及び補足事項等は募集案内書に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとします。
- (3) 前項の場合、ジェトロは速やかに参加企業にこれを通知するものとし、参加企業はジェトロの決定した対策に従うものとします。

10. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加企業は、ジェトロに対し、現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から 5 年間を経過しない者をいう。）ではないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
- (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
 - (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実

2026 年 10 月作成

質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。

(e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、又は、今後行う予定があること。

(f) 自ら又は第三者を利用して、次のイ～ホのいずれかに該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為。

ホ 上記イ～ニに準ずる行為。

(g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

(3) 参加企業が前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力又は前項各号に該当することが判明した場合、ジェトロは事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。

(3) 前項の定めに基づき、ジェトロが参加の取り決めに解除した場合、参加企業は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。

(4) 第2項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加企業が、第1項の表明及び保証に反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について参

加者に対し賠償請求することができます。

1 1. 免責

(1) ジェトロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して参加企業又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。

(2) 前項から当然に、本参加要領第5条第4項及び第5項、第8条、第9条、第10条第2項及び第3項の場合、これにより生ずる参加者又は参加申込者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。

(4) 前2項に定めるほか、参加企業は、利用条件等の「免責事項」の定めを承諾するものとします。

1 2. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

アーク森ビル8階

E-mail: mono@jetro.go.jp